

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

若者よ！和歌山で働こうプロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県

3 地域再生計画の区域

和歌山県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本県における社会減の状況は、年間の転出超過約3,500人のうち15歳から24歳までの若者が約2,300人で全体の3分の2近くを占めている。

本県の高卒業者のうち就職希望者は約2,000人、高卒者求人倍率は約1.5倍となっており、うまくマッチングすることができれば、県外への転出を抑制することが十分可能であるにもかかわらず、およそ4分の1の者が県外で就職している。また高卒3年後の離職率は全国より高い水準で推移しており、離職を機に新しい「しごと」を求めて県外に転出してしまいう若者も多く存在する。

また、大学等への進学者約5,000人のうち県外への進学率が8割を超え、卒業後の就職先として県内を希望する学生は5割程度（本県出身大学生へのアンケート調査）にとどまっている。ただ県外就職を希望している学生であっても、5割近くの者が将来のUターンについて「労働条件が合えばUターン希望」としており、県内企業の魅力や求人情報を学生に確実に伝えてマッチングを行うことが非常に重要である。

企業と生徒・学生とがうまくマッチングできない課題として、①産学官の連携不足、②地元産業（企業）や本県で働く魅力に対する生徒・学生とその保護者の理解不足、③大学生等への情報伝達不足、④企業の人材ニーズと生徒・学生のス

キルの不一致、⑤高校等教員の進路指導に関するスキル不足、が挙げられる。

このような課題に対応した施策を総合的に実施することが必要である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本県の社会減の大部分を占める若年層の転出に歯止めをかけるため、県内での就職を促進するとともに、就職のミスマッチを抑制することで、若者の本県定着を図り、「わかやま」の将来を支える人材の確保をめざす。

本県出身の大学等卒業予定者の約5割、県内高校就職希望者の約8割の者が和歌山県内での就職を希望しており、この「和歌山で仕事に就きたい」という願いがすべて叶えられるよう、県内企業の就職情報を発信し、県内就職につながる機会を提供するとともに、高等学校等において、将来希望する職業について学び、触れ、企業ニーズに応じたスキル習得を支援する。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
高校生の県内就職率(%)	76.7	1.5	1.8
高卒3年以内の離職率(%)	42.8	-2.5	-3.1
大学生等のUターン就職者数(人)	2,335	70	85

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
2.5	5.8
-3.9	-9.5
120	275

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

企業と学生のマッチングを成功させるためには、企業情報のやりとりだけでなく、実際に企業と接する機会を増やすことが重要である。そこで、企業と

連携した職場体験やものづくり体験、企業見学等を実施していくことで、県内企業の理解を深め県内就職を促進するとともに、就職後に起こりうる「こんなはずではなかった」といった挫折感等をなくし、ミスマッチによる離職を抑制することで、新たな人の流れを創り出す。

また、年齢的に未熟な学生だけではミスマッチを防ぐことは困難なため、就職支援員や進路指導職員のスキルアップにより、県内就職・県内定着を可能とする体制を構築するとともに、事業全般を通して生徒・学生への影響力が強い保護者のプロジェクトへの参画を促進し、事業効果の発出をさらに高める。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】
- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

若者よ！和歌山で働こうプロジェクト

③ 事業の内容

(1) 産学官の連携体制強化

県が中心となり大学・高校（学）と企業（産）の連携を深めることで、県内企業が直接学生に対してアプローチを行う機会を増やす取組や、経済団体と連携し県外企業に負けない高校生の採用活動のあり方について県内企業の意識改革を図る取組を新たに推進。

- ・就職支援協定締結大学（10大学）と連携した大学生のUIターン就職の推進

（大学での県内企業の企業説明会の開催や、キャリアセンターからの学生への情報発信強化など）

- ・県内企業への高卒採用に関する早期求人の働きかけ

- ・産学官の人材育成推進体制「きのくに人材育成協議会」を核とした地域の産業特性に応じた人材育成の推進

(2) 地元産業（企業）や本県で働く魅力への理解を深める取組

中学校から大学まであらゆる機会を通じて県内企業と生徒・学生の出会いの場を拡大するとともに、その保護者に対しても県内企業の魅力を伝える取組を進める。大学生に対しては、新たに春季インターンシップを実施し、学生が早い段階から県内企業の職場体験を経験できる機会を提供する。また、これまで高校における取組では、卒業後に就職を予定している生徒を主な対象として実施してきたが、大学等進学予定者についても早い段階から県内企業の魅力に触れることが大事であるため、学校の協力を得て新たに取組を推進。

- ・中学生から高校生までを対象とした段階的・長期的「就業体験」の実施
- ・高校生が企業へ赴き実際の企業活動や仕事内容を確認する「企業見学」の実施（保護者の同行が可能）
- ・経営者や採用担当者の説明により企業の魅力を発見する高校生向け「企業説明会」の実施（保護者の同行が可能）
- ・県外大学進学者に対する「Uターンフェア」の開催や「インターンシップ」「UIターンセミナー」の実施

(3) 学生への情報伝達力を高める取組

学生本人への確実かつタイムリーな情報発信システムを新たに構築

- ・スマートフォン用アプリの開発やショートメールを活用した情報発信を実施
- ・大学生等の就職活動時期にあわせ、本県出身の学生全員に対して県内企業の採用情報を集中的に発信

(4) 企業ニーズに応じたスキルを有する人材の育成

「きのくに人材育成協議会」等を通じて企業の人材ニーズを把握し、特に職業系高校（商業・工業）に対して、「資格取得」の促進や実習における「技術指導」など企業と高校が連携して即戦力となる人材の育成を推進。

(5) 就職指導員等のスキルアップと就職相談体制の強化

民間企業で採用担当をしていた実務経験者を就職指導員として県内の高校に配置し、就職活動に対する教職員への指導や生徒・保護者へのアドバイスを実施。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

若者の県内就職を促進することは、県内企業の成長力の強化につながる。企業の成長は県経済を支える重要なポイントであり、県の税収にも大きな影響を及ぼす。そのため、実施計画の期間が終了し、交付金がなくなったとしても、県の一般財源を措置して事業を実施していくことが必要。

【官民協働】

県内の企業自らが、自社の魅力を生徒・学生に伝えると同時に企業が求める人材の育成に携わることが重要であり、県内企業と連携して人件費で企業に半額の実質的な負担を求めながら事業を進める。行政はその人材育成の機会を提供し、企業が積極的に参画することで事業成果を高める。また専門的な知識や経験を有する民間企業経験者のノウハウを高校の就職指導教員に伝授することで、的確なマッチングが実践できるようスキルアップを進める。

【地域間連携】

県内の中核的な市町村と、県内高校や県内大学・関西圏の協働大学、労働局、県関係機関が連携してUターン就職フェアを開催することで、県内外の多くの生徒・学生と県内企業とのマッチングの機会を提供する。

【政策間連携】

行政、学校・大学、企業が密に連携し、即戦力の人材供給、離職防止による県内定着の向上、企業成長・雇用の場の確保、県内での就職希望者増加という好循環サイクルを構築することで、若年層の県外流出に歯止めをかける。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のKPIの達成状況を和歌山県が取りまとめ、産学金の外部有識者による評価委員会で検証を実施し、取組成果を県議会半島振興・地方創生対策特別委員会にて審議する。目標値に届かない場合は事業内容の見直しを実施する。

【外部組織の参画者】

(一財)和歌山社会経済研究所 専務理事

近畿大学生物理工学部 生命情報工学科 教授

(株)紀陽銀行 営業支援本部長

【検証結果の公表の方法】

検証結果は県ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 261,754千円

⑧ 事業実施期間

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業
地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで
- ・ 法第5条第4項第2号に関する事業
2020年6月に申請した地域再生計画の変更の認定の日から2022年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

- ・ 寄附の金額の目安
60,000千円（2020年度～2021年度累計）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。